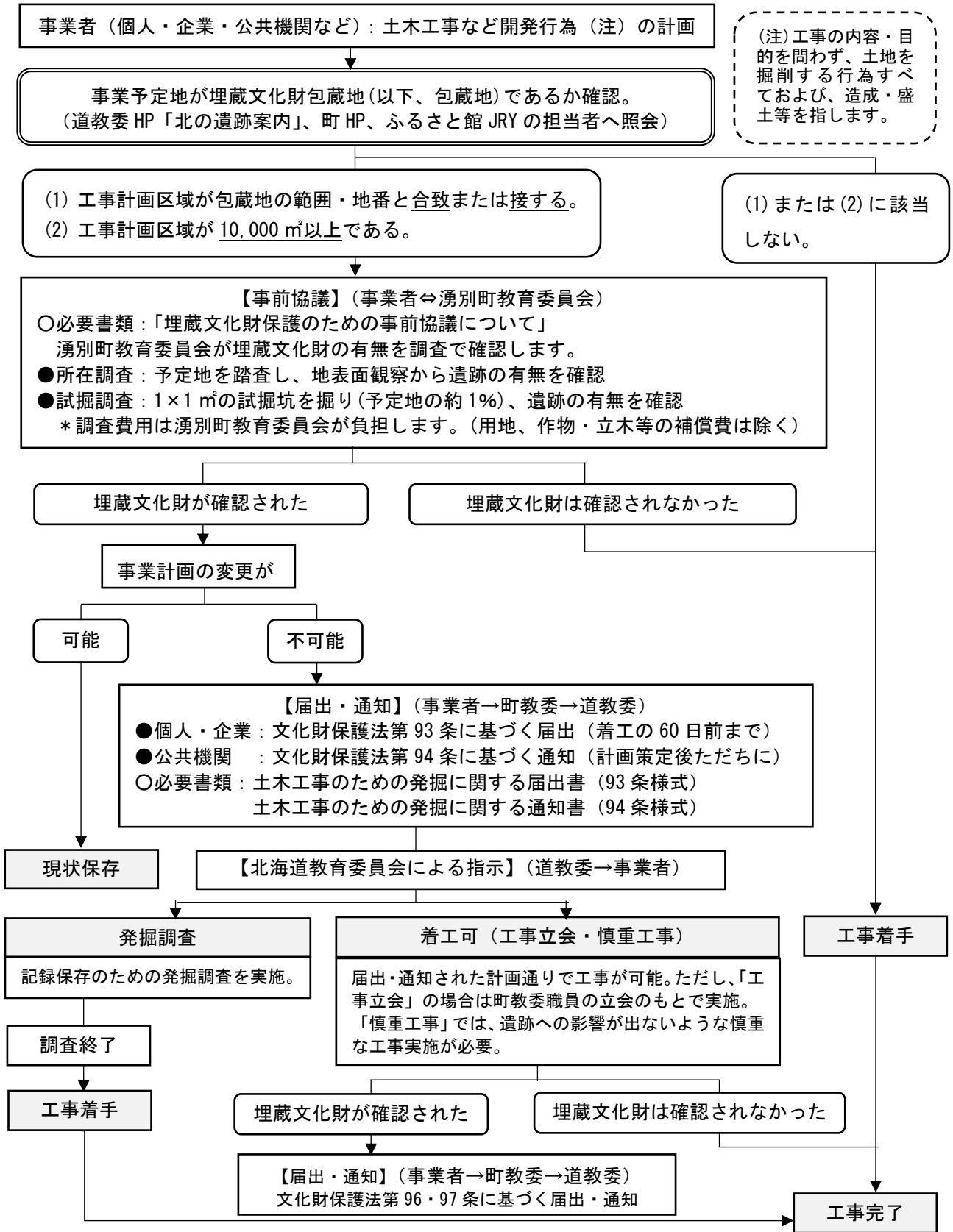


開発行為に伴う埋蔵文化財保護の流れ（概要）【湧別町】

2020.04



（注）工事の内容・目的を問わず、土地を掘削する行為すべておよび、造成・盛土等を指します。

包蔵地内で土木工事等を行う際に必要な所在・試掘調査は、全ての完了や諸手続きに時間を要します。速やかに着工していただくためにも、出来るだけ早めに担当までご連絡ください。
また、埋蔵文化財は把握されている包蔵地の範囲外からも確認されることがあります。
万一、工事中に埋蔵文化財と思われるものを発見した場合には、その現状を変更することなく、速やかに教育委員会ふるさと館 JRY・郷土館の担当まで（01586-2-3000）ご連絡ください。

* 月曜日は対応していません（担当となる「ふるさと館 JRY・郷土館」が月曜休館のため）。